

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

1 日時 平成28年9月5日（月）16:38～17:02

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

#### <WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長

大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 阿曽沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

#### <提案者>

飯泉 嘉門 徳島県知事

延 良朗 徳島県政策創造部地方創生局長

平井 琢二 徳島県政策創造部地方創生局地方創生推進課長

加藤 貴弘 徳島県政策創造部地方創生局地方創生推進課係長

松本 進一 徳島県政策創造部地方創生局地方創生推進課係長

#### <事務局>

佐々木 基 内閣府地方創生推進事務局長

藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

### （議事次第）

1 開会

2 議事 ～地方創生に向けた地域課題を最前線で解決～「課題解決先進モデル・とくしま特区」！

3 閉会

---

○藤原審議官 それでは、少しお待ちいただきましたが、今回も御提案をいただきております。飯泉知事もお出でいただきました。徳島県からの提案でございます。

時間は30分取っておりますので、15分ぐらいで御説明をいただきまして、その後、意見交換とさせていただければと思います。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 お忙しいところをお越しくださいまして、どうもありがとうございます。

早速、御提案について御説明をお願いいたします。

○飯泉知事 八田座長を始め、国家戦略特区ワーキンググループの先生方、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

徳島県からの提案は「課題解決先進モデル・とくしま特区」ということあります。1ページを御覧いただきたいと思います。この特区のポイント、概要のところです。徳島県では、徳島県版の地方創生特区、これを市町村の手挙げ方式で選ばせていただきまして、これをしっかりと鍛え直して、そして、国家戦略特区、ここまで行ければという形をまず取っておられます。

また、国のはうから地方版の規制改革会議を作るべきではないだろうか、こうした御提案に対し、全国で初となる地方版の規制改革会議を4月に立ち上げたところであります。この二つを一つの基軸といたしまして、徳島版特区を国の特区へと。

今回提案として、まず、消費者行政を先導する徳島県ということで、この度、まち・ひと・しごと創生本部から消費者庁、あるいは国民生活センターの新しい行政を行っていく新次元の消費者行政、その拠点を徳島県へと言っていただいているところであります。しっかりと我々も消費者庁の皆さんと組んで、新次元の消費者行政を目指していこうと。いわば特区ということにもなるわけであります。今日申し上げますのは、そのⅠから、Ⅲが二つに分かれますので大きく五つの御提案をさせていただきたいと思います。

2ページを御覧いただきます。今回のとくしま特区、左側に既に2年度に渡りまして四つの特区を指定しております。この中でも、特に左下にあります那賀町、ここはドローン特区ですが、早速、国のドローンの貨物輸送の実証実験の地に選んでいただき、既にその実証が行われたところであります。

また、右側には消費者行政ということでの消費者庁が来年開設をされる消費者行政新未来創造オフィス、また、徳島県規制改革会議、こうしたものを作りまして新次元の消費者行政を行っていく特区を目指したいと思っております。

以下、具体的に5本御説明を申し上げたいと思います。3ページが、Ⅰ「『一億総活躍社会』の実現！徳島から『多様な働き方』を推進」であります。最初の括弧にありますが、この中身については、障がい者雇用率算定特例の拡充、あるいはテレワーク、新しい働き方改革もスタートしたわけでありまして、こうした多様な働き方が可能な社会づくりを実践する提案となります。左側の本県の強み、言うまでもなく光ブロードバンド環境ということで、CATVの世帯普及率は5年連続日本第1位であります。また、障がい者の工賃は全国第2位、テレワークについても既に具体的に実証を行っているところであります。

事業内容でありますが、既に国の特区のメニューとして取り上げていただいておりますが、中小企業の皆さん方はなかなか障がい者を独自に雇用するには難しい環境がありますが、一つの集団になって雇ってみてはどうだろうかと提案させていただいたところであります。これが国の特区として有限責任事業組合（LLP）の設立、制度となったところでもあります。また、テレワークのさらなる推進ということで、特に通所困難な障がい者の皆

さん方の在宅勤務を可能とするものがテレワークということです。

右側に、規制とそれに対する制度改革の新たな措置についてあります。ほとんどが障がい者雇用促進法ということで、今LLPのところでも申し上げ、これはLLPでもって対応が可能となっているところであります。

また、今回新たな提案として、障がい者の皆さん方の中に難病患者の皆さん方を是非入れていただきたいということであります。

また、障がい者総合支援法の中では、この通所困難な障がい者の皆さん方が仮にテレワークを行っている場合、サービスを受けていると対象外になってしまふということがありますので、この訪問系サービスの利用が可能となるような体制をつくっていただければありがたいということであります。

また、最後のところは、これも難病患者の中で通勤困難な皆さん方について、これを障がい者の皆さんと同じカテゴリーの中に入れていただく。こうすることによって、効果のところにありますように、通所困難な障がい者の皆さん、あるいは難病患者の皆さん方が新たな労働力人口として加わることができます。彼らの「働きたい」を応援することができることとなります。

4ページ目、II「『お接待文化』息づく徳島ならでは！『観光・インバウンド』を推進」であります。このポイントは、今回徳島県規制改革会議から出されましたシームレス民泊、また、外国人版の地域おこし協力隊、これらの活力を活用していこうというものであります。本県の強みについては、二つ目にありますように、全国で唯一この広域観光周遊ルートが最初は7つ、今は11となったわけでありますが、そのうち3つに加わるというポイントがございます。

また、既に徳島県民泊推進検討会がスタートしているところであります、本県の美波町、今年度特区として認められたところですが、あるいは阿南市がこのシームレス民泊の協議会を立ち上げ、積極的に対応をしようと行っているところであります。事業内容のところ、シームレス民泊とは一体何ぞやということですが、平時は宿泊所として、また、熊本地震のようないざ発災となった場合には、避難所に早変わり、スムーズにつまりシームレスに平時と災害時を結ぶ徳島県ならではの民泊の推進であります。

また、外国人版の地域おこし協力隊については、今、文部科学省、総務省、外務省が協同で行っているJETプログラム、この修了者の皆様方は元々日本のファンである方々でありますので、引き続き同じ地域で、外国人目線を通じた地域の活性化を図っていただこうというものであります。

規制と改革の方向でありますが、まずは、地域おこし協力隊の推進要綱、実は、外国人の人材確保に非常に苦慮しているところであります。ということで、JETプログラムの中のOBの皆さん方に、新たに創設という形で外国人版の地域おこし協力隊を作っていただくこと。

また、旅行業法の中では、その地域で活動している第3種の旅行業者の皆さん方は活動、

企画のエリアが隣接する市町村のみと限定がなされております。これをもっともっと広い範囲で、また、農家民泊などがあるわけありますが、こうした点についても旅行業法の登録が必要となります。こうした点についても、今、農家民泊などによります着地型旅行、その企画、提供が可能となるような柔軟な運用を図っていただきたい。この点につきましては県の規制改革会議からの提言でもあります。

また、道路運送法のほうでは自家用自動車の有償運送に制限がございます。また、タクシーの運行にも制限があるということで、実は、過疎地には非常に風光明媚、海外の皆さん方も非常にファンが多いわけでありますが、2次交通対策が非常に困難となっております。

そこで、こうした点も事業者の団体、あるいは市町村などと協議のもと、区域会議での柔軟な運用を可能にしていただければと思います。

次の5ページ、Ⅲのイノベーション創造を徳島からという中の（i）環境イノベーション、水素グリッド社会の構築についてであります。ここでは水素ステーションの整備促進と、副生水素として出てくる今までではどちらかというと捨てられる厄介なもの有効活用であります。本県の強みにつきましては、既に徳島県水素グリッド構想を昨年の8月、また、水素ステーションの整備、FCVの導入の支援も行うとともに、既に県庁にも二酸化炭素フリーの水素ステーションと公用車にもFCVが導入されております。ということで、本県の昨年度指定をした板野町に多機能性を有する道の駅、この中に水素ステーションを設置したいと考えているところであります。

また、副生水素も本県では大きな東亞合成などがあるわけでありまして、その活用を提案したい。

しかし、ここにも大きな規制が立ちはだかる事となります。

まず、地域エネルギーの有効活用ということで、特に副生水素から水素エネルギーを精製、圧縮するために必要な施設整備における支援制度をお願いしたいということ。

また、道路法、一般高圧ガス保安規制の規則の中で、道の駅に水素ステーションを設置する場合には、道路区域内には設置が不可。また、公道からも一定の距離を保つという、面積要件に大変厳しいものがあります。

そこで、道の駅ではあくまでも安全性を確保する前提のもとで、水素ステーションの設置を道路区域内に可能にしていただきたいというものであります。

また、道路整備特別措置法におきましては、高速道路において仮に水素ステーションがない場合は途中で下りなければならない。そして、また乗る分だけ実は高速代が高くなるわけでありますので、ここにつきましての乗継ぎシステムを入れていただきたいというものであります。

そして、高圧ガスの保安法において、産業用のFCVということで、例えば、フォークリフトがその対象となってきたところであります。なかなか海外では認められている屋内、例えば、倉庫内でも水素充填はダメとなっているところでありますので、運輸・産業分野

での水素グリッド社会拡大のために、是非規制緩和をお願いいたしたいと存じます。

Ⅲの(ii)空の産業革命、言うまでもなくドローンの関係であります。本県の場合には、既にUAVの活用検討会を県で、また、ドローン安全協議会を民間によって立ち上げていただいているところであります。また、那賀町がドローン特区に昨年指定をさせていただいております。

今回御提案をしたいのは、実は、薬をこれで運びたいというものであります。右側にありますように航空法、この場合には、あくまでも事前許可が必要な飛行が求められる可能性がございます。こうした点についても、地方公共団体、あるいは研究機関が行う実証実験については、その用途にかかわらず、問わず、特区内での包括的な許可をお願いしたいというものであります。

また、電波法についても同様のものがございます。

薬剤師法におきましては、対面での服薬指導があるわけですが、既に国家戦略特区のメニューの中には、遠隔医療との連携という形で、テレビ電話での服薬の指導によりましてドローンの処方薬の輸送が可能になっているところであります、こうしたもののが活用を是非よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

そして、最後はIVとして、産学官民連携の6次産業化により、「農業」を意欲的に改革したいというものです。本県の強みのところを御覧いただきたいのですが、実は、全国初となります6次産業化の学部が徳島大学に今年の4月創設となりました。県、徳島大学、民間の皆さん方の協力でようやく30年ぶりの新しい学部が徳島大学に誕生いたしました。今そこに送る生徒として農工商連携、6次産業の高校を徳島県では次々とつくっているところであります、今までの職業高校からこれからは専門高校という新しいカテゴリー、そして、そこからこの徳島大学生物資源産業学部へという新たなキャリアパスをつくれているところであります。

そして、これを特区にしたのが、アグリサイエンスゾーンがあります石井町ということで、徳島大学が初めてキャンパスを徳島市以外に造ることとなりました。この6次産業の人材育成と企業の集積を行っていくための今回の御提案ということで、右側に農地法の規制を二つ、農地の流動化が進まない点と企業の農地取得が認められないという点でありますが、ここは既に国家戦略特区のメニューとして指定があります。特に兵庫県養父市に限ったをされているわけでありますが、農地所有の適格法人以外の法人にも農地の取得が可能となっているところであります。

また、もう一つお願いをしたいのが、この農業信用保証保険法の関係であります。実は、6次産業化と言うと、第1次産業がまずあって、その支援についてはJAの信連が行います。そして、その後に商工と来るのです。その部分については、本県などでのいわゆる信用保証協会が行う。

しかし、農業に対して信用保証協会が、また、6次産業になると商工のところには信連は立ち入ることができないということになっております。今は銀行も例えば、豚な

ど農産品を担保にしてお金を貸す時代となったわけでありますので、国が6次産業化、1兆円を10兆円に規模拡大をするということであれば、特に資金提供についても相互乗り入れ、これを是非お認めいただければと思います。

以上となります。どうぞよろしくお願ひをいたします。

○八田座長 明快な御説明をありがとうございました。

まず、明確化の御質問なのですが、4ページの第3種旅行業者等の販売エリアは隣接する市町村のみというのですが、これはDMOの範囲ならばいいというようにしてほしいということでしょうか。

○飯泉知事 はい。

○八田座長 それから、下のほうのタクシーの運行は発着地のどちらかが区域内でなければならないというはどういうことでしょうか。

○飯泉知事 ですから、今回我々が求めているのは、本来着地がそのエリア、過疎地から出て、例えば、空港までとか空港から過疎地まで、これだけではなくて、空港からずっと回って過疎地の中を通っていく部分も認めていただければということです。

○八田座長 これは有償運送に関してですか。

○飯泉知事 これはタクシーの場合です。

○八田座長 タクシーの運行が、今は。

○飯泉知事 発着地がどちらかが必ず、例えば、過疎地であれば、祖谷であれば祖谷から空港までとか空港から祖谷までと。

○八田座長 でも、タクシーだからどこでも行けるのとは違うのですか。

○飯泉知事 発着地のどこのタクシーを使うのかという点です。

○八田座長 そうなのですか。では、要するに発着地と終着地の途中のどの地域のところでもいいというようにしてもらいたいと。

○飯泉知事 そうです。ですから、例えば、我々が羽田空港に着いたときにも、そこから川崎市に行くまではエリアを完全に分けたり、あるいは千葉県のところで東京のタクシーを見ても乗ることができない。こういうことが今の制限なわけです。それを今おっしゃつていただいたような形にしてもらいたいということです。

○八田座長 千葉で東京のタクシーに乗って、全然関係ないところに行ったらまずいというのが今の原則ですね。それもオーケーにしろということですか。

○飯泉知事 それは今の規制で、どちらか片道そのポイントでないといけないということを身近な事例として申し上げたのです。

○八田座長 要するに、ここでの緩和を求めていらっしゃるのは、向こうに着いてからまた帰りにお客さんを取る場合には、それが戻る地点に戻らなくてもいいと。

○飯泉知事 というのは、うちの阿波おどり空港から祖谷に来て、その場合、たいてい次に抜けていくのが高知空港ということがよくあります。今は必ず、どちらかと言うと四国の場合にも同じ空港から出入りするということは少ないのです。あるいは関空から行くと

か。

○八田座長 何か限定することはできませんか。空港同士をとかルートとか、丸つきり自由にというのは中々難しいのではないかとは思います。

でも、これは非常に重要な御提案ですね。

では、ほかに委員の方から御質問はございませんでしょうか。

○鈴木委員 よろしいでしょうか。

水素ステーションのお話なのですけれども、現行法でもインターチェンジから接続で外に出るぐらいのところはできるのですね。そうではなくて、もっと違う場所に水素ステーションを造るということですか。

○飯泉知事 例えば、道の駅、あるいはパーキングの場合、いわゆるEV、電気自動車の急速充電器は必ずその中にあります。

だけれども、水素ステーションとなると、それはいかぬということになる。やはりFCVの普及拡大を行っていくということになると、そのところは例えば、並べておくとかということも利用者の側にとってみると使いやすいのではないかと。

○鈴木委員 具体的にこのお話を進めるときに安全性というものはどう担保するのかというところがポイントになってくる気がするのですけれども、それはどのようなことをお考えですか。

○飯泉知事 今、圧縮の水素のタンクはどこもかなり頑強なものになっていますので、考えているほど危ないという形にはならないと。もちろん普通のものに比べると、ここは要注意が必要だと。これは、先進地というのが九州大学の福岡の箱崎キャンパス、我々も行きましたけれども、そこでもボンベがずっと並んでいて、そのエリアは別に立入禁止でも何でもないわけですので、そうした点がきっちりとさえできていれば、どちらかと言うと充填をするときにケア不足であったりするほうが危ないのでないかと考えています。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○阿曾沼委員 2点あるのですが、1点はドローンによる処方薬輸送なのですが、御要請としては、遠隔医療をやった上でテレビでの服薬指導をする条件において、ドローン輸送をやりたいということですか。

○飯泉知事 おっしゃるとおりです。

○阿曾沼委員 対面での通常服薬指導の人たちもドローン輸送できるようにとの要求はないということですか。

○飯泉知事 もちろん特区でも既に今の前段の部分は認められていますね。

ですから、まず、それを我々としては特区でやりたいと。できればその後に、せっかく服薬指導が対面だけではなくて、テレビ電話などでもオーケーになりますので、指導だけというのはもったいないのではないかと。

それから、遠隔診断を受けた場合に、またもう一つ手間が要るのです。だったら、ドローンで飛ばしていけばすぐではないかと。特に中山間地域はそのための遠隔医療を確立し

ています。ようやく薬剤師法がそれに追いついてきた形になっていますので、是非そこまでも発展ができればと。

○阿曾沼委員 あと、障がい者の雇用促進御説明の中で、本県の強みとしてCATV普及率が89.8%のことですが、これはCATVがあることによってテレワークが発展できる基盤、強みがあるという解釈でいいのですか。

○飯泉知事 おっしゃるとおりです。

○阿曾沼委員 むしろ、CATVで有線でやるよりは、もっともっとインターネット社会であれば、有線であるがゆえに事業やコンテンツ作りなどに制限があって、インターネットを使ったほうがずっと事業者としてはいいのではないかという意見もあるのですが。

○飯泉知事 実は、元々本県の場合は、地上デジタル放送になるまでアナログだと関西の10チャンネルが見えていたのです。本当は放送法上はNHKの2波と四国放送、3チャンネルしか見えないことになるのです。47都道府県のうち46は確かに地上デジタル放送で便利になる。徳島県だけ10チャンネルから3チャンネルになる。これは大変だということで、8年かけて国の制度を活用して県費も出し、市町村が事業主体となって全県中山間地域まで全部各家庭にケーブルテレビが入ったのです。後発でそれが光ファイバーになったのです。

ということで、実は4種の神器ということで、地デジ対応、ローカル放送のケーブルテレビ、IP電話、同じエリア間はただです。さらにはこれに光ブロード環境を常時接続、大容量です。NTTと違ってアップリンクする必要が全くない、付け放しでいい。これを使っているのが神山とか美波町のいわゆるICTのサテライトオフィスです。今回消費者庁もそれが決め手になって来ると。

ですから、もちろん今おっしゃったように、テレビ会議、インターネットでテレワークを行うということです。

○阿曾沼委員 分かりました。ありがとうございました。

○八田座長 今のところに関連して、この3ページのところで、同一時間帯に生活支援に関する訪問系サービスの利用ができないと。これは就労支援サービスを利用した場合にできないというのですが、例えば、就労支援サービスと訪問系サービスの例というのは具体的にはどういうものなのでしょうか。

○飯泉知事 一般的によく言われるのは、どちらかでサービスを受けていて、家が当然留守になっている。そこに掃除のサービスを受ける。これは認められないのです。なぜ認められないのかと言うと、厚生労働省のお立場はただ掃除だけのサービスではないのだと。本人と対面で会ってその健康状態であるとか、こうしたものをチェックする必要があるということで、掃除の時も必ずそこにいなければいけない。例えば、テレワークをやっていて、その間に掃除してもらう。それは今の形式の上では難しくなるのです。

ですから、これは実態から見ると、そんなにも違わないのではないかと。ましてやテレワークをやろうということになると、それはもう仕事をしている間にそういったサービスを受けるということは実際に家にもいるわけですから当然あり得る話になります。

○八田座長 分かりました。これはすごく理屈が通っていますね。

ほかにございませんか。

事務局では何か付け加えることは。

○藤原審議官 ございません。

○八田座長 これは非常にいい提案をしていただいたので、検討したいと思います。

どうもありがとうございました。

○飯泉知事 どうもありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

今日はありがとうございました。